

COCOFIT24

名称：COCOFIT24（ココフィット 24）

所在地：名古屋市東区葵 1 丁目 4-34 双栄ビル 1 階

利用規約

第 1 条（適用範囲）

本規約は COCOFIT24 として運営するトレーニングジム(以下[当ジム]という)及びそれに派生する運営業務に関し適用されるものとします。

第 2 条（独立運営）

COCOFIT24 は全て独立・自営のトレーニングジムであり、当ジムは、独立して経営するトレーニングジムです。

第 3 条（会員制度）

- 当ジムは会員制とします。
- 当ジムに入会される方は本規約を承諾し、当社所定の入会申込をしなければなりません。

第 4 条（入会資格）

次のいずれかに該当する方は当ジムの会員になることは出来ません。

- 本規約及び当ジムの規約を遵守出来ない者
- 本申込を行なうものが、当ジムの指定する身分証を提示し確認出来ない者
- 刺青、タトゥーをしている者（隠せる範囲であれば入会可能）
- 暴力団又は反勢力関係者と当ジムが判断した者
- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- その他当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者
- 当ジムにて除名歴のある者、会費の滞納がある者
- 高校生未満の者（高校生：入会時、身元保証人の同伴があれば入会可能）
- 妊娠中の者

第 5 条（会員証（リストバンド）及び認証システム）

- 会員、当ジムと入会契約を締結することにより、入会が認められ、当ジムの設備を利用する権利が与えられます。
- 当ジムは会員に対しリストバンドを発行し、認証システムにて生体登録をします。
- 会員が当ジム施設に入る際には、認証システムにて認証するものとし、認証せずにジム内に立ち入ることはできません。
- 会員証は本人のみ有効です。また認証システムにて入室時、非会員を入室させる等、不正行為をした場合は除名処分とします。
- 会員は、会員証を紛失等した場合、速やかに当ジムにその旨を届け出て下さい。又、認証システムにて認証しない等のトラブルが発生した場合も速やかに当ジムに届け出て下さい。

第 6 条（諸規定の遵守）

- 会員は本規約及び施設内規約を全て遵守しなければなりません。
- 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、習慣上のルールに従うものとします。また当ジムの指示に従わなければいけません。

- 会員は、施設を利用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動も行なってはいけません。
- 会員は、施設の利用時、当ジムの定めるアピアランス(みだしなみ)を遵守します。一般的に運動に適さない服装(ジーンズ、スーツ等)、裸足やクロックス、ゴム草履等での施設利用は禁止します。
- 会員は、ジム施設内で大声・奇声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他の会員、スタッフに対しての暴力、嫌がらせ等の迷惑行為を禁止します。
- 当施設への違法薬物、脱法ハーブ、シンナー等の持ち込みを禁止します。
- 動画の撮影について、禁止はしませんが他の会員の映り込みのない範囲で撮影可能とします。ただし、更衣室及びシャワー室内の撮影、携帯電話の使用は禁止とします。

第7条 (入場禁止及び退場)

- 本規約及び当ジムの規約を遵守出来ない者
- 刺青タトゥーをしている者及び刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している者（隠せる範囲であれば入場可能）
- 暴力団又は反勢力関係者と当ジムが判断した者
- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- 大声・奇声を発したり、不適切な言動により他の人間に迷惑を掛ける者
- 飲酒等により正常の施設利用が出来ないと認められた者
- その他当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第8条 (休会及び復帰)

- 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当ジムを一ヶ月以上利用できないと当ジムが認めた場合、事前に所定の書面にて手続きを行なった上で、月単位で当ジムを休会することが出来ます。
- 休会期間中の会費は発生しません。
- 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当ジムに復帰扱いになります。その場合、復帰月から会費を支払うものとします。

第9条 (休会及び退会)

(※休会も退会も手続きについての取扱は同等です)

- 会員が自己都合により当ジムを休会及び退会する場合は、当ジムが別に定めた期日までに、当ジム所定の手続きを完了しなくてはなりません。
- 休会及び退会後の再入会を希望される場合は入会費、事務手続費用は免除されます。
- 会費その他利用料(以下[会費等]といいます)が未納の場合は、休会・退会届の提出までに完納しなくてはなりません。
- 会費等は、休会・退会が月の途中であっても、これを全額支払わなくてはなりません。
- 会員は、申し出なく会費等を3ヶ月間滞納した場合は規約退会とし、会員登録を抹消します。また滞納分については全額現金または当ジムが指定した方法で支払わなくてはなりません。
- 支払い請求の未納が続いた場合、4か月目以降に法的手段を取らせていただくことがあります。
- 休会及び退会を希望される場合は希望月の前月10日までにスタッフ又はEメールにてお申し出ください。
- 会員がその資格を喪失したときには、直ちにリストバンドを当社に返却しなくてはなりません。

第10条 (諸手続き)

- 会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
- 当ジムより会員に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行なうものとし、変更手続きを行なっていない為に生じた、通知未達等の責を負いません。

第 11 条 (会員資格の停止及び除名)

- 当ジムは、会員が次の各項に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、又は当該会員を当ジムから除名することが出来ます。
 - 第 4 条の入会資格に該当する事となった場合
 - 第 6 条第一項に違反したとき
 - 会員・当ジム従業員に対する迷惑行為及び当ジム内における宗教活動、営業活動、その他当ジムの目的に反する行為により、当ジムの秩序を乱し、又は当ジムの名誉、品位を著しく傷つけたとき
 - 規約に違反したとき
 - 会費、その他の債務を滞納し、当ジムからの催告に応じないとき
 - 入会に際して当ジムに虚偽の申告をした、又は第 4 条に違反していることを故意に申告しなかったと判断したとき
 - 当ジムの施設、什器を故意又は過失により破損したとき
 - その他、会員としてふさわしくない言動があったと当ジムが認めるとき
- 前項による会員資格停止中の会員又は当ジムから除名された会員は、当ジムの施設を利用することはできません。なお、会員は、会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- 第一項による会員資格停止中の会員又は当ジムから除名された会員に対しては、当ジムは会員資格停止期間又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既納分を返還することはいたしません。

第 12 条 (資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- 退会
- 死亡または法人の解散
- 除名
- 当ジムの運営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき

第 13 条 (会員資格の譲渡禁止等)

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第 14 条 (会費、手数料及び利用料)

- 事務手数料は当ジムが別に定める金額を入会時にクレジットカードで支払わなければなりません。事務手数料は理由の如何を問わず返還しません。
- 会費は、当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、理由の如何に問わずこれを返還しません。
- 会員には、実際の施設利用の有無や回数に関わらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、休会・退会月までは会費又は利用料等を支払わなければなりません。

第 15 条 (会費、手数料及び利用料の改定)

- 当ジムは、会費・手数料または利用料等の改定を行なうことが出来ます。
- 前項の改定を行なう場合、当ジムは一ヶ月前までに、店頭にて会員に告知するものとします。

第 16 条（営業日および営業時間）

- 当ジムの営業日及び営業時間については、24 時間 365 日営業とします。

第 17 条（施設の利用制限）

- 当ジムは、当ジムの管理もしくはその他当ジムが必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、一週間前までにその旨を告知します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払い義務が削減され、又停止されることはありません。

第 18 条（休業）

当ジムは次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業を困難と認めたとき
- 施設の点検、補修または改修をするとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- その他当ジムが休業を必要と認めるとき

第 19 条（施設の閉鎖・変更）

当ジムは次の理由により施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当ジムが経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第 20 条（賠償責任）

- 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当ジムは一切の責任を負わないものとします。会員は自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 会員は、紹介または同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴した者と連携して損害賠償を負わなければなりません。

第 21 条（解散）

- 当ジムは止むを得ざる事情による場合は、3 カ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
- 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することが出来ます。
- 当ジムの解散の場合、当ジムは会員に対し、特別の保障は行ないません。

第 22 条（通知予告）

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方法にて行います。

第 23 条（法令等の遵守）

当ジムは個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報の保護に関する法令、ガイドラインおよび本プライバシーポリシーを遵守いたします。

第 24 条（個人情報の取得・利用）

当ジムがお客様から個人情報を取得する場合には、適正かつ公正な手段により行い、お客様の個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的の範囲を超えた利用はいたしません。

第 25 条（個人情報の管理・保護について）

当ジムは、個人情報を取り扱う際には、管理責任者を置き適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めます。また、外部からの不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適正かつ合理的なレベル安全対策を実施し、個人情報の保護に努めます。

第 26 条（第三者提供の制限）

当ジムは、予めお客様からのご承諾を得ている場合、もしくは法令による場合等を除き、お客様の個人情報をお客様のご承諾なく第三者に提供・開示いたしません。

第 27 条（本規約その他の諸規則の改定）

当ジムは、本規約、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は全ての会員に適用されます。

第 28 条（適用法）

この会員規約に関する基準法は日本法とします。

第 29 条（発効）

本規約は 2019 年 10 月 1 日より発効します。